

松川町定例農業委員会議事録 第8回(11月)

1 開催日時 令和3年11月26日(金) 15:45 ~ 17:15

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 16番 北林 秀昭

委 員 2番 塩澤 澄夫 3番 中平 文幸 4番 清水 祐一

5番 古谷 はるみ 6番 矢沢 茂徳 7番 大澤 美子

8番 松下 守 9番 北沢 ひろみ 10番 宮島 善英

11番 松下 正美 12番 松脇 崇 13番 大場 健彦

14番 新井 正彦 15番 宮沢 和文

4 議事日程

議案第1号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中学 係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 3番 中平委員 4番 清水委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 6.86㎡ 畑 農業用倉庫

○清水委員説明

農業用倉庫を宅地に建設する際に、隣の本申請地に少しかかってしまうということで指導を受け、今回の届出に至ったということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届け出案件になりますので議決はありません。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 78㎡ 畑 農機具・資材置き場

○宮島委員説明

前段の農振地域協議会にて、編入案件として出た土地の一部に農業用の倉庫が建っているものです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 2筆 333㎡ 畑 倉庫

当初、転用は1筆のみの申請でしたが、県へ提出したところ、隣接の畑が非常に小さいうえに宅地に囲まれており現状も家庭菜園であることから、あわせて転用するよう指導があり、今回2筆の申請となりました。お願いいたします。

○大場委員説明

地権者が申請地の一部に倉庫を建てたいということで転用申請したところ、事務局の説明どおり県より指導があり、今回の2筆の申請となりました。やむを得ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：本人が農地を残したい場合でも、県の指導に従わないといけないのでしょうか。そうしないと許可が出ないのですか。

事務局：今回の場合は2筆とも現状家庭菜園ですので、転用しなければいけない傾向にあったと思います。県によると、家庭菜園より小さな農地を残しておくことは不自然で、この場合は許可も厳しくなるとのことでした。

宮島委員：申請人は農家ですか。

事務局：非農家です。

宮島委員：小さな農地だと転用しないといけない、その基準はあるのですか。

事務局：明確な基準はありません。申請があった段階で、その都度状況を見て県と判断していくことになると思います。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

本件は、議案第4号1番と関連がありますので、事務局よりあわせて説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 183㎡ 畑 資材置き場 所有権

この案件は、議案第4号1番の内の2筆に該当します。以前に転用許可が下りていましたが、計画どおり事業が進まなかったため承継者に譲り渡すこととなりました。承継者は、宮ヶ瀬橋の架け替えにより仮の資材置き場として本申請地とその周りの土地を借りており、今回所有権移転することとなったため計画変更ならびに5条申請をするものになります。

○新井委員説明

この土地は、平成5年に住宅を建てるため転用許可を得ましたが、手つかずのままとなってしまう、今回計画変更申請を提出しました。周辺の地権者の了承も得られていますので、問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

会長：転用許可が下りた案件は、事業完了報告の有無を確認していった方が良くかと思えますので、事務局の方で管理をお願いします。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

1番 元大島 3筆 403㎡ 資材置き場 所有権

議案第3号1番と同じ説明

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 443.16㎡ 畑 住宅 使用貸借権

○松下(正)委員説明

申請地の近隣には譲受人の実家があり、この度親の土地へ住宅を新築するとのことで、前回の農振地域協議会でも承認された案件です。問題ないかと思えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 上片桐 1筆 767㎡ 畑 倉庫 賃借権

○大澤委員説明

譲受人は電気機器・アウトドア商品等を扱う会社です。申請地の近隣には事務所と代表社員の家があり、商品を置く場所に余裕がなくなってきたため、祖母の所有する土

地へ倉庫を建てたいとのことです。周辺に耕作中の農地は無く、影響はないかと思
います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 2筆 428㎡ 田 住宅 使用貸借権

○新井委員説明

譲受人は現在住んでいる家が手狭になったことと、親の面倒を見るため、実家の近く
へ住宅を建設したいということです。譲受人は譲渡人の孫にあたります。問題ないか
と思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (1件)

所有権移転 (1件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【意見・質問なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第5号は
以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

②事務局からの協議事項

・菌ちゃん元気畑体験&講演会の報告について

事務局：(資料参照) 11/1 に吉田俊道先生をお呼びし、畑体験と講演会を行いました。

報告内容はHPにも掲載してあります。

(6) 営農支援センターから

・令和3年度新規就農に関する取り組み

事務局：(資料参照) 新規就農に向けた取り組みとして、地域おこし協力隊制度を活用した果樹農業研修事業があります。研修生として、第1期生に2名、第2期生に1名、そして第3期生として令和4年2月から2名の方が利用する予定です。

・令和3年度おいしい“ふじ”の品評会について

事務局：ふじの品評会があり、ふるさと納税の返礼品としてすべて出荷されましたので報告させていただきます。

(7) 閉会 一米山係長 閉会

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

3番

中平文幸



中平委員

4番

清水祐一



清水委員